

岩見沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

岩見沢市印鑑条例の一部改正（令和2年条例第24号）に伴い、成年被後見人が印鑑の登録を行うことができる場合を規則で定める。

第2 改正の内容

条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める場合として、「成年後見人が成年被後見人に同行し、かつ、成年被後見人本人が条例第3条に規定する印鑑の登録申請をする場合」を明記する。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第28号

岩見沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市印鑑条例施行規則（昭和51年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（登録資格）

第1条の2 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める場合とは、成年後見人が成年被後見人に同行し、かつ、成年被後見人本人が条例第3条に規定する印鑑の登録申請をする場合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。